解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年九月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

和歌山県岩出市根来三〇番地の一

医療法人新田医院

清算人　新田　豊

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十九年九月二十九日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

愛媛県大洲市大洲六九〇番地の一

大洲市土地開発公社

代表清算人　新垣　政次

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十九年九月十九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

沖縄県糸満市字糸満二〇七五番地

清算法人糸満市北名城土地改良区

代表清算人　新垣　政次

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

東京都新宿区大京町一七番四

東京貨物運送厚生年金基金

代表清算人　渡邉　庄二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

東京都足立区千住三丁目六五番地

医療法人社団済善会

清算人　碓井　剛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年六月三十日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、平成二十九年九月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

静岡県沼津市原一一七九番地の二

医療法人社団長澤歯科医院

清算人　長澤　宣子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年四月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

広島県呉市中央七丁目三番一四号

医療法人善寿会

清算人　岩田　淳治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年九月二十二日宮崎県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田二九〇九番地

蒲牟田生産森林組合

清算人　吉元　資起

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月二十五日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

東京都清瀬市元町一丁目四番四一号

医療法人社団宇都宮病院

清算人　宇都宮篤司

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年八月二十四日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十六日

広島県世羅郡世羅町大字小国七五六番地

清算法人世羅西町黒川土地改良区

清算人代表　紙谷　嘉治

配当公告

岡山市東区西大寺中野五番地の一

破産者　株式会社野崎工務店

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十九年（フ）第十二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四八、一一〇、三二〇円

一、配当することのできる金額

金三一、五四六、二〇〇円

平成二十九年十月十六日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル四階

破産管財人　松井　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市田端町一八番地一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　下岡　敬一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

事務所北海道北見市北四条東三丁目　富士火災北見ビル四階　佐藤信孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　信孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡一六一五番地、最後の住所群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡一六一五番地

被相続人　亡　飯塚　なつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

群馬県渋川市八木原一一二九番地五タウンハウス山崎一号室

相続財産管理人　司法書士　吉原　亜矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所東京都八王子市丹木町一―五四三―四　被相続人　亡　安川　成雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区大島二丁目一四番地二、最後の住所横浜市磯子区岡村四丁目三番一六号　被相続人　亡　遊佐　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

横浜市中区尾上町一丁目四番地一関内ＳＴビル五階

相続財産管理人　弁護士　林　薫男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区中村町二丁目一二六番地三、最後の住所神奈川県海老名市杉久保南三丁目三一番六号　えびな南高齢者施設　被相続人　亡　磐山　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ九階

相続財産管理人　弁護士　中村真由美